

●現況(収入、続柄、同・別居)がわかる、下記に該当するものを全て提出して下さい。なお、追加書類を求める場合もありますので、予めご了承下さい。

認 定 対 象 者				添 付 書 類	
①子供				住 民 票	
16歳未満				(新生児の場合、出産育児一時金の請求があるときは、住民票省略可)	
16歳以上 60歳未満 (特別被扶養者)	高校、大学などの学籍にある人		入学、在学証明書 (大学・大学院等で給与等の支給がある場合は、+ 所得証明書を提出)		
	進学を希望し次年度に再受験する予定の人		予備校、補修学校などの入学、在学証明書 (自宅学習の場合は、所得証明書 + 事業主の証明書を提出)		
	疾病により長期療養が必要で労務不能である人		医療機関の診断書		
	失業などにより無収入の人		求職活動中であることを証明するもの		
	介護など、やむを得ない理由で就職できず 被保険者と同一家計にある人		就職できないことを証明するもの		
②妻				住 民 票	
退職した人	雇 用 保 険	受給する	待機・給付制限期間あり※注1	雇用保険受給資格者証の写し (離職票2の写しの提出があれば、受給資格者証の写しは後日でも可)	
			待機・給付制限期間なし※注2	雇用保険受給資格者証の写し	
		受給しない	離職票をもらっている	離職票1の写し + 離職票2の写し	
			離職票をもらっていない	雇用保険被保険者資格喪失届の写し(交付希望欄「無」と記載されているもの)	
		受給延長※注3	離職表2の写し + 受給期間延長通知書の写し (出産・傷病手当金の受給資格のある人は、給付日額がわかる写しも提出)		
		受給資格なし 雇用保険受給終了	退職証明書 + 雇用保険未加入を証明するもの(給与明細の3ヶ月分の写し等) 雇用保険受給資格者証の写し		
収入のある人	パート・アルバイト収入等がある人		所 得 証 明 書	1か月の賃金を証明するもの (雇用契約書の写し、継続した直近3ヶ月の給与明細書の写し、給与見込み証明書等)	
	農業、漁業、商業等の収入がある人			確定申告書の写し (被保険者名義の農業収入がある場合は、その写しも提出)	
	公的年金(老齢・遺族・障害等)を受給している・申請中の人			年金振込通知のはがきの写し等(申請中の人は、見込額照会回答票の写し)	
収入のない人	専業主婦		所得証明書		
	廃業のため収入がない人		廃業証明書の写し		
③その他※注4				住民票、戸籍謄本、所得証明書(場合によっては+理由書)	
収入のある人	パート・アルバイト収入等がある人		1か月の賃金を証明するもの		妻「収入のある人」欄参照
	農業、漁業、商業等の収入がある人		確定申告書の写し		
	公的年金(老齢・遺族・障害等)を受給している・申請中の人		年金振込通知のはがきの写し等		
収入のない人	16歳以上60歳未満の人(特別被扶養者)		「特別被扶養者」に該当することがわかるもの		子供「16歳以上60歳未満」欄参照
④日本国籍以外の人				在留カードの写し等	
⑤身体障害のため労務不能				身体障害者手帳の写し	
⑥別 居※注5				継続6ヶ月分の仕送りを証明するものの写し(振込者・振込先・振込額が明らかであること)	

※注1:基本手当日額が¥3,612(60歳以上・障害者は¥5,000)以上の人は、待機・給付制限期間のみ認定対象。受給を開始したら削除の届出をして下さい。

※注2:基本手当日額が¥3,611(60歳以上・障害者は¥4,999)以下の人のみ認定対象となります。

※注3:従前の保険者より出産・傷病手当金を受給できる人は、手当金の日額が¥3,611(60歳以上・障害者は¥4,999)以下の人のみ認定対象となります。

※注4:詳細がありますのでご相談下さい。

※注5:詳細がありますのでご相談下さい。